

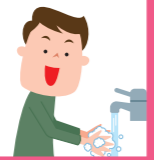
## 新型コロナウイルス感染症を予防しよう!

新型コロナウイルスの感染者が国内でも増えています。新型コロナウイルス感染症の予防対策は、風邪や季節性のインフルエンザと基本的に同じで、通常の感染症対策を行うことが重要です。ひとりひとりができる予防法を確認しておきましょう。また、市ホームページを適宜更新していますので、正しい情報の収集に心がけ、冷静な対応をお願いします。

# 新型コロナウイルスの感染予防対策

### 1 こまめに手洗い

ウイルスがついた手で口や鼻、目を触ると粘膜から感染するので、石けんでこまめに手を洗い、手指を清潔に保つことが大切です。



### 2 咳エチケット

咳やくしゃみの症状があるときはマスクを着用しましょう。



#### マスクがない場合

咳やくしゃみ等症状があるときは、ハンカチやタオル等、口を塞ぐことができるものを代用することでも飛沫(くしゃみ等の飛び散り)を防ぐ効果があります。また、ガーゼやハンカチの両端にゴムをつけて簡易マスクを作成する等の方法もあります。

### 3 「密」を避ける

換気の悪い「密閉空間」、多数が集まる「密集場所」、間近で会話や発声をする「密接場面」という3つの条件が重なる場所を避け、不要不急の外出は控えましょう。

### 4 こまめな換気

ウイルスが空気中にとどまったままにならないように、1時間に1回は換気しましょう。

### 5 消毒・除菌

ドアノブ等の身の回りの物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム(塩素系漂白剤)が有効です。

#### ウイルスが付着しやすいポイント

ドアノブ、照明のスイッチ、テーブル、椅子、電話機、パソコンのキーボード、トイレ 等

#### <消毒液の作り方> (次亜塩素酸ナトリウムの場合)

- 一般的に「塩素系漂白剤」(塩素濃度5%)として販売されています。
- ドアノブ等の物の消毒には0.05%に薄めて使用します。(500mlの水に対し漂白剤をペットボトルキャップ1杯弱)



※手で直接触れないように気をつけ、製品に記載の「使用上の注意」をよく読んで使用してください。

## 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

- 龍野健康福祉事務所(受付時間:平日9時~17時30分)  
☎63・5140 FAX63・9234
- 24時間対応コールセンター(相談窓口)  
☎078・362・9980(専用ダイヤル)  
FAX078・362・9474
- 厚生労働省(受付時間:9時~21時)  
☎0120・565653(フリーダイヤル)

## 教室・相談のご案内(事前予約必要)

### 自主トレーニング講習会

講習会を受講された方は、トレーニング機器が利用可能な日には自由に利用できます。

- 対象者 40歳以上の市民(医師から運動を制限されず、介護保険認定を受けていない方) ■受講料 500円
- 持ち物 室内用運動靴、水分、トレーニングウエア、タオル
- 申込先 健康課

日時	場所
5/14(木)9:15~11:45	はつらつセンター

### プレママサロン(妊婦のつどい)

- 妊婦が集い、交流するサロンです。
- 対象者 妊婦(お子様連れの参加可能)
- 参加費 無料 ■持ち物 母子健康手帳
- 申込先 母子健康支援センターはつらつ

日時	場所	内容
4/15(水)10:00~11:30	はつらつセンター	ミニ講話(呼吸法・沐浴法等)、フリートーク、ティータイム、気軽に相談コーナー
5/20(水)10:00~11:30		
6/17(水)10:00~11:30		

## 産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

国民年金第1号被保険者の方が妊娠・出産される際に、届出をすることで産前産後期間の国民年金保険料が免除となります。

- 免除期間 出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間。なお、多胎妊娠(双子以上)の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)

- 対象者 「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方
- 届出時期 出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。
- 届出先 国保医療年金課 ☎64・3240、新地域振興課 ☎75・0253、旧地域振興課 ☎72・2523、御地域振興課 ☎322・1451

## 国民年金保険料(3月分)

- ▶口座振替日 4月30日(木)
- 定額1か月 16,410円
- 付加つき 16,810円

現金納付の方もお忘れなく、4月30日(木)までに、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。

## 学生納付特例の申請はお早めに!

所得が少なく保険料の納付が困難な20歳以上の学生については、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

- 対象者 大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限が1年以上である課程)に在学する学生
- 所得の基準額 学生本人の前年所得が118万円+(扶養親族の数×38万円)以下

#### 申請手続き

##### ◇新たに申請される方

年金手帳、学生証の写し又は在学証明書、印鑑を持参の上、国保医療年金課又は総合支所地域振興課で申請してください。

##### ◇ハガキ形式の申請書が届いた方

申請書に必要事項を記入の上、返送してください。(在学される学校等に変更がある方はハガキで申請できません。)

	納付	学生納付特例	未納
老齢基礎年金	○	○	×
障害基礎年金 遺族基礎年金	○	×	×
受給資格期間 年金額に計算	○	○	×
受給資格期間	○	○	×

※障害基礎年金及び遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。  
※承認された期間の保険料を10年以内に納付(追納)すると年金額に反映されます。

## 農業委員会だより

### 農業委員、農地利用最適化推進委員を募集

現委員の任期満了に伴い、本年12月から新しく就任する農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します。申し込みには団体や地域等の推薦、自身による応募の2通りの方法があります。

募集要領及び申し込みについては次のとおりです。

- 募集人数 農業委員 19名  
農地利用最適化推進委員 18名
- 任期 12月20日~令和5年12月19日
- 応募方法 推薦及び応募により申込書を提出
- 応募資格 農業に対する知識が有り、破産者等でないこと
- 受付期間 5月7日(木)~6月5日(金)(必着)  
農業委員会事務局へ持参(平日の8時30分~17時15分)又は郵送により提出
- 募集要項・申込書記布場所 農業委員会事務局及び各総合支所地域振興課、市ホームページ
- 選考方法 提出書類をもとに選考委員会で選考します。
- その他 農業委員と推進委員は兼務できません。

### 「農業委員会活動の点検・評価、計画(案)」に対するご意見を募集

農業委員会のあるべき姿と外部への積極的な日常活動を示すため、「1年間の目標とその達成に向けた活動計画」と「活動に対する点検・評価」を実施しています。

「令和元年度の活動の点検・評価」と「令和2年度の活動計画」に対する農家の皆様のご意見、ご要望をお聞かせください。

#### ■活動項目

- 1 遊休農地に関する措置
- 2 認定農業者等担い手の育成及び確保
- 3 担い手への農地の利用集積
- 4 違反転用への適正な対応

※詳細な資料は農業委員会事務局(本庁3階)窓口に設置しているほか、市ホームページにも掲載していますのでご覧ください。

#### ■意見募集期限 5月8日(金)17時(必着)

#### ■意見の提出方法 郵送、持参、FAX、メールにより提出



▶農業委員会事務局 ☎64・3185、FAX63・2594、〒679-4192 龍野町富永1005-1、nogyoinkai@city.tatsuno.lg.jp